

2017年4月吉日

荷主殿各位

川崎汽船株式会社  
自動車船営業グループ  
欧州・アフリカチーム

ガボン向け、中古車年式規制について

拝啓 貴社益々ご清栄の段お慶び申し上げます。  
また、平素は格別のご厚情を賜りまして誠に有難うございます。

ガボン代理店より同国向け中古車について下記の情報がありましたので、ご連絡致します。現  
地税関より通達があり、製造後5年以上もしくは6年以上の車両輸入が不可となります。  
この規制に違反した場合、現地税関よりペナルティが課されます。  
御協力の程宜しくお願い申し上げます。

記

対象仕向国： ガボン、リブレビル港  
対象貨物： ガボン向け中古車

1. **Category A,B, and D:** 製造後5年以内である事(5年以上の車輛は輸入不可)  
**Category C and E:** 製造後6年以内である事(6年以上の車輛は輸入不可)
2. 2017年5月西アフリカ船より対象  
(新規制は現時点ですでに有効になっております)
3. B/L、マニフェストへの製造年記載義務はありません\*
4. 規制が遵守されていない場合、ペナルティが課されます\*\*

添付資料

Decret 0551\_PR\_MT JOURNAL OFFICIEL DE LA REPUBLIQUE GABONAISE  
CATEGORIES DE VEHICULES

\*税関通達にはB/L、マニフェストへの製造年記載義務はございません。

S/I差し入れ時、弊社による年式チェックはできかねます。

\*\*税関からのペナルティは船社・荷主共に課せられますが、弊社にペナルティが課せられた  
場合 Shipper 殿へ全額求償いたします。

本件に関するお問い合わせは下記弊社担当までお願い申し上げます。

川崎汽船株式会社 自動車船営業グループ 欧州・アフリカチーム

E-mail: [kljtyocae-africa@jp.kline.com](mailto:kljtyocae-africa@jp.kline.com)

以上